

新潟市空き家活用推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が進める施策における空き家の有効活用等を促進することを目的として、空き家の利活用を行う者に対し、その費用の一部を補助する新潟市空き家活用推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 本市の区域内（以下「市内」という。）に現に存する建築物で、以下に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 申請日前3か月以上の間そのすべてが常態として人の居住又は使用に供されていないこと

イ 過去に居住又は使用に供されたことがあること

ウ その他市長が別に定める要件を満たしていること

(2) 対象リフォーム工事 空き家において実施するリフォーム工事（既存の床面積の2分の1を超えない範囲の一部改築、一部増築又は一部減築を含む。）で、以下に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令に適合していること

イ その他市長が別に定める要件を満たしていること

(3) 対象解体工事 空き家のすべてを解体し、更地とする工事で、市長が別に定める要件を満たすものをいう。

(4) 申請者 補助金の交付を受けようとする者で、以下に掲げる要件を満たす者をいう。

ア 世帯を同一にする者を含め、暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと

イ 第3条で規定する補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を行う空き家の申請者以外の所有者から、補助事業の実施について承諾を受けていること

ウ 市税を完納していること

エ その他市長が別に定める要件を満たしていること

(5) 耐震改修 対象リフォーム工事のうち、以下に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手したものであって、申請時点において、所要の耐震性能を確保していないことが確認されたものを、所要の耐震性能を確保するよう改修すること

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士（対象工事を実施する建築物の用途、構造及び規模に応じて、同法第3条から第3条の3に規定する、当該建築士が設計することができる資格を有する者に限る。）が耐震性能を確認していること

ウ 「新潟市木造住宅耐震改修工事等補助事業」における耐震改修工事又は段階的耐震改修工事の補助を受けていない又は受ける予定がないこと

（補助事業）

第3条 補助事業は、空き家を別表第1に掲げる用途に活用するために行う事業で、市長が別に定める要件を満たすものとする。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、補助事業に係る経費とする。ただし、次の各号に掲げるものに係る経費、消費税及び地方消費税相当額を除く。

(1) 補助事業において補助の目的となる、別表第1に掲げる用途以外の用途でのみ使用する部分に係るもの。

(2) 市の他の助成事業と補助対象経費を重複して補助金交付を受けている又は受ける予定のもの

(3) その他市長が別に定めるもの

2 屋根又は外壁などの対象リフォーム工事で、補助の目的となる別表第1に掲げる用途に供する部分とそれ以外の部分を明確に区分せずに併せて行う工事がある場合における、前項第1号に係る経費の算定方法は、それぞれの部分の床面積按分によるものとする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、別表第2に定めるとおりとする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、一の建築物（区分所有建物の場合、一の区分所有部分）につき1回を限度とする。

（事業計画書の提出）

第6条 申請者は、補助金の交付申請を行う前に、市長が別に定める書類を添付した事業計画書（別記様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に定める事業計画書を受理したときは、当該事業計画の内容の審査及

び必要に応じて現地確認を行い、計画の承認又は不承認を決定し、その旨を事業計画承認（不承認）通知書（別記様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、事業計画の承認を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。
- 4 前3項の規定は別表第1に掲げる活用のタイプ（以下「活用タイプ」。）が移住定住活用タイプ又は流通促進活用タイプである補助事業には適用しない。この場合において、次条第1項中「前条の規定により承認を受けた事業計画に基づき、補助事業に着手する前に」とあるのは、「補助事業に着手する前に」と読み替えるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 申請者は、前条の規定により承認を受けた事業計画に基づき、補助事業に着手する前に市長が別に定める補助金交付申請書及びその他書類を市長に提出しなければならない。

- 2 活用タイプが流通促進活用タイプ（活用タイプの細分が跡地活用に限る。）である補助事業の場合、前項の規定による補助金交付申請を提出する前に市長が別に定める事前相談願書及びその他書類を市長に提出し、補助対象要件の確認を受けなければならない。

（事務手続の代行）

第8条 申請者は、補助金の申請等に係る事務の手続きを第三者に代行させることができる。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、第7条の規定による申請を受理したときは、当該申請内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付又は不交付を決定し、その旨を補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

（計画の変更）

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）又は申請者は、承認を受けた事業計画の内容又は交付決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げるすべての要件に該当する軽微な変更の場合は除く。

- (1) 事業計画又は補助事業の内容を実質的に変更するものでなく、その細部を変更するもの
 - (2) 補助金の額に増額の変更が生じないもの
- 2 前項の規定による変更の承認を受けようとする者は、事業計画・補助事業変更承認

申請書（別記様式第4号）に、第6条又は第7条に定める書類のうち、当該変更に係るものを添付して、市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、変更の承認を決定した場合は、その旨を変更承認・交付決定変更通知書（別記様式第5号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（補助事業の廃止）

第11条 申請者又は補助事業者は、承認を受けた事業計画又は交付決定を受けた補助事業を廃止しようとするときは、速やかに廃止承認申請書（別記様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は前項の規定による申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、その廃止を承認した場合は、当該承認に係る事業計画の承認又は補助金の交付の決定を取り消し、その旨を廃止承認・交付決定取消通知書（別記様式第7号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業の完了後速やかに、市長が別に定める実績報告書及びその他書類を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による実績報告の提出期限は、交付決定を受けた会計年度の3月15日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日（以下「休日等」という。）にあたる場合は、その日前においてその日に最も近い休日等でない日）とする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受理したときは、当該報告内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、適当と認めた場合は、交付決定をした額の範囲内において補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書（別記様式第8号）により補助事業者へ通知し、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定等の取消し）

第14条 市長は、申請者又は補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業計画の承認若しくは補助金の交付の決定又はその両方を取り消すことができる。

（1） 偽りその他の不正の手段により事業計画の承認又は補助金の交付の決定を受けたとき。

（2） 承認を受けた事業計画の内容若しくは交付決定を受けた補助事業の内容又はこれらに付した条件に違反したとき。

（3） その他関係法令、この要綱及びこの要綱に基づく要領の規定に違反したとき。

- 2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるもの

とする。

- 3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、事業計画承認・補助金交付決定取消通知書（別記様式第9号）により、申請者又は補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書（別記様式第10号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備及び保存）

第16条 補助事業者は、当該補助事業における経費の収支を明らかにした書類、帳簿及びその他の関係書類を備え、当該補助事業の完了した会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産等を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保にしてはならない。ただし、補助事業者が交付を受けた補助金の全部に相当する額を市に納入したとき、並びに補助金等の交付の目的及び当該不動産等の耐用年数を勘案して適当な期間を経過したときは、その限りでない。

（協力）

第18条 市長は、補助事業者に対し、アンケート、調査その他の協力を求めることができる。

（事業計画等の公開）

第19条 補助事業者は、補助金の交付を受けた補助事業及び事業計画に係る、次に掲げる情報について、市長が市ホームページ、パンフレットその他これらに類する媒体により公開をすることについて了解するものとする。ただし、活用タイプが移住定住活用タイプ及び流通促進活用タイプにおいてはその限りでない。

（1） 補助事業者の名称（補助事業者が個人の場合は除く。）

（2） 工事の概要（工事内容、概算工事費、図面、写真等）

（3） 事業計画の概要

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に要領で定める。

- 2 前項の規定による要領において特段の定めがある場合は、この要綱の規定に優先して適用するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年6月20日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

3 第14条から第19条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、その効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

活用のタイプ	タイプの細分	用途
福祉活動活用タイプ	—	(1) 地域の茶の間 (2) 高齢者向け共同居住住宅 (3) 共同生活援助 (4) 子どもの居場所（子ども食堂等）
地域活動活用タイプ	活用	地域の活性化に資する空き家活用 (福祉活動活用タイプの用途に掲げるものを除く)
	跡地活用	地域の活性化に資する跡地活用
移住定住活用タイプ	購入・リフォーム	申請者が居住する住宅
流通促進活用タイプ	住替え	申請者が居住する住宅
	跡地活用	跡地利用

別表第2（第5条関係）

活用のタイプ	タイプの細分	補助金の額
福祉活動活用タイプ	—	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（この額が100万円を超えるときは100万円以内の額。耐震改修を併せて行う場合、100万円を200万円に読み替えるものとする。）とする。
地域活動活用タイプ	活用	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（この額が100万円を超えるときは100万円以内の額。耐震改修を併せて行う場合、100万円を200万円に読み替えるものとする。）とする。
	跡地活用	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（この額が50万円を超えるときは50万円以内の額）とする。
移住定住活用タイプ	購入・リフォーム	（1）対象リフォーム工事又は空き家購入 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（この額が50万円を超えるときは50万円以内の額）とする。 （2）対象リフォーム工事及び空き家購入 対象リフォーム工事に係る補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（この額が50万円を超えるときは50万円以内の額）及び空き家購入に係る補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（この額が50万円を超えるときは50万円以内の額）を足し合わせた額とする。
流通促進活用タイプ	住替え	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（この額が30万円を超えるときは30万円以内の額）とする。
	跡地活用	補助対象経費（対象解体工事に係る経費の上限額は、27,000円に当該空き家の延べ床面積（区分所有されている長屋を解体する場合にあっては一の区分所有部分の床面積）を乗じて得た額とする。）に3分の1を乗じて得た額（この額が50万円を超えるときは50万円以内の額）とする。